道路及び河川等維持管理統合業務委託 説明書

第1 業務概要

- 1 業務内容
- (1) 業務名

道路及び河川等維持管理統合業務委託

- (2) 履行場所
 - 一般国道 293 号外 栃木市外
- (3)業務内容

本業務は、栃木県栃木土木事務所管内における次に掲げる道路及び河川等の維持管理業務 (ただし、1件あたりの指示業務金額が250万円以下のものに限る。)を委託するものであ る。なお、数量については管理対象施設全体を記載しており、実際に維持管理業務が発生す る路線数等とは異なる場合もある。

ア 道路維持管理業務 一般国道 293 号外 計 74 路線 (L=501km)イ 河川維持管理業務 一級河川思川外 計 23 河川 (L=203km)

ウー砂防施設等維持管理業務 梅ヶ入沢外

計 116 箇所(A=374ha)

エ 道路及び河川等維持管理業務作業班 1式

1式(発注事務所管外における作業を含む)

2 履行期間

令和6(2024)年9月1日(日)から令和7(2025)年10月31日(金)までとする。

3 発注形式

単体とする。

- 4 入札参加資格の条件
- (1) 次の要件をすべて満たす者であること。

オ 排水ポンプ車による緊急排水作業

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者 及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

- イ 栃木県の建設工事入札参加資格のうち土木一式工事の認定を受けている者であること。
- ウ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこ と。
- エ 栃木県内に建設業法に基づく主たる営業所(本社又は本店)を有すること。
- (2) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。
 - ア 平成 21(2009)年度から令和 5(2023)年度までの 15年間のうち栃木県内で国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の道路及び河川等維持管理統合業務(以下「維持管理統合業務」という。)、道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務を元請けとして受注した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(以下「事業協同組合」という。)が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者の実績で可とする。
 - イ 本業務の配置予定者として、主任技術者(建設業法第 26 条に規定する「主任技術者」 又は「監理技術者」をいう。以下同じ。)を専任で1名配置できる者であること。(ただし、 栃木県栃木土木事務所が発注し、現在履行中の維持管理統合業務における配置技術者の兼 任は可とする。)

第2 本業務の担当部署

栃木県栃木土木事務所保全部

〒328-8504 栃木県栃木市神田町 6-6

電話 0282-23-3437

FAX 0282-23-3544

e-mail tochigi-dj@pref.tochigi.lg.jp

第3 説明書の内容についての質問の受付及び回答方法

- 1 質問は、文書(様式5)により行うものとし、持参、郵送(書留郵便に限る。)、FAX又は電子メール(着信を確認すること。)のいずれかの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
- (1) 質問の受付担当部署:

〒328-8504 栃木県栃木市神田町 6-6 栃木県栃木土木事務所管理部総務課 電話 0282-23-3433 FAX 0282-23-3544 e-mail tochigi-dj@pref.tochigi.lg.jp

(2) 質問の受付期間: 令和6(2024)年6月14日(金)から

令和6(2024)年6月20日(木)までとする。

受付は、栃木県の休日に関する条例第2条に規定する県の休日(以下「休日等」という。)を除く毎日の午前9時から午後4時までとする。

(ただし正午から午後1時までを除く。)

- ・電子メールの場合、ファイル総量を10MB以内とすること。
- ・プリントアウト時にA4版になるように設定しておくこと。
- 2 質問に対する回答は、質問を受理した日から3日(ただし休日等を除く。)以内に質問者に 対してFAX又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧場所:第3の1の担当部署のとおりとする。
- (2) 閲覧期間:回答の翌日から業務提案書の提出期限の前日までの休日等を除く毎日の午前9 時から午後4時までとする。(ただし正午から午後1時までを除く。)

第4 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1 参加表明書の作成方法

別添「参加表明書作成要領」による。

2 参加表明書の失格

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とする ことがある。

第5 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

1 提出方法:1部を持参すること

提出は、休日等を除く毎日の午前9時から午後4時までとする。

(ただし正午から午後1時までを除く。)

2 提出先:第3の1の担当部署のとおり。

3 提出期限:令和6(2024)年6月25日(火)午後4時までとする。

第6 業務提案書の提出者を選定するための評価基準

第1に示す入札参加資格要件の全てを満たすものであること。

第7 非選定理由に関する事項

- 1 業務提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知する。
- 2 上記1の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(ただし休日等を除く。) 以内に、非選定理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- 3 上記2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日(ただし休日等を含む。)以内に書面により行う。
- 4 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- (1) 受付場所:第3の1の担当部署のとおりとする。
- (2) 受付時間:休日等を除く毎日の午前9時から午後4時までとする。 (ただし正午から午後1時までを除く。)

第8 業務提案書の作成及び記載上の留意事項

- 1 業務提案書の提出者として選定された者は、業務提案書を提出することができる。
- 2 業務提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方針について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。具体的な作業は、契約後に業務提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載した事項以外の内容を含む業務提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

- 3 業務提案書の作成方法別添「業務提案書作成要領」による。
- 4 業務量の目安
- (1) 本業務の参考業務規模は、409百万円以内(税込み)とする。
- (2) 本業務に係る参考見積を提出すること (様式任意)。また、参考見積には積算根拠を示した内訳書を添付すること。
- 5 業務提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とする ことがある。

第9 業務提案書の提出方法、提出先、提出期限

1 提出方法:10部を持参すること。

提出は休日等を除く毎日の午前9時から午後4時までとする。

(ただし正午から午後1時までを除く。)

- 2 提出 先: 第3の1の担当部署のとおりとする。
- 3 提出期限: 令和6(2024)年7月12日(金)午後4時までとする。

第10 ヒアリング

業務提案書の提出者に対しヒアリングを実施する。出席者については、参加表明書に記載した配置予定者は必ず出席するものとする。

ヒアリングの日時、場所及びその他留意事項等については、別途通知する。

第11 業務提案書を特定するための評価基準

1 業務提案書の評価項目、配点は以下のとおりである。

業務提案書の評価項目、配点は以下のとおりである。 評価基準				配	点
		評価区分	評価点		
主任技術者の業 務経歴	過去15年間の維持管理統合業務、道路	・経験あり	2 0	2 0	満点
	維持管理業務又は 河川砂防施設維持 管理業務の実績	・経験なし	0		
事業者の業務経	過去 15 年間の維持	・栃木土木事務所管内における維持管理統	2 0	上限	
歴	管理統合業務、道路	合業務、道路維持管理業務及び河川砂防		2 0	
	維持管理業務又は	施設維持管理業務の受注実績が合わせ			
	河川砂防施設維持	て2件以上			
	管理業務の受注実	・栃木県内における維持管理統合業務、道	1 0		
	績	路維持管理業務及び河川砂防施設維持			
		管理業務の受注実績が合わせて2件以			
		上			
		・上記以外	0		
業務の実施方針	「テーマI」	初動体制確立及び技術継承の必要性に関	5	2 0	
及び手法	通年化を踏まえた緊	する理解度			
(特定テーマに	急時や異常気象時等	・指揮・連絡系統の的確性	5		
対する提案)	における初動体制の				
	確立や作業員の技術	・初動体制確立及び技術継承に関する取組	1 0		
	継承に関する提案	の実現性及び妥当性			
	「テーマⅡ」	・地域特性に関する内容の的確性及び妥当	5	2 0	
	道路維持管理業務に	性			
	おける通年化を踏ま	・作業内容に関する内容の的確性及び妥当	5		
	えた危険ポイントや	性			
	先を見通した効率	・業務における効率的・効果的な維持管理	1 0		
	的・効果的な維持管理	についての的確性、実現性及び妥当性			
	(新技術、新材料の利				
	用等による生産性向				
	上やコスト縮減の観				
	点)及び作業員の適正				
	な配置 (第三者等への				
	損害事故、架空線及び 地下埋設物等の破損、				
	地下埋設物等の破損、健康・衛生管理の徹底				
	の観点)に関する提案				
	「テーマⅢ	・近年、災害が激甚化、頻発化している状	5	2 0	
	「ノー ヾm 」 河川砂防施設維持管	況を踏まえた地域特性に関する内容の	J.	20	
	理業務における通年	的確性及び妥当性			
	化を踏まえた危険ポ	・作業内容に関する内容の的確性及び妥当	5		
	イントや先を見通し	性	3		
	た効率的・効果的な維	・業務における効率的・効果的な維持管理	1 0		
	持管理(新技術、新材	べいにゅういるが十日 が不らいを作り目生	10		
	** D * Z \ \(\rangle \) \(\r				

料の利用等による生	についての的確性、実現性及び妥当性		
産性向上やコスト縮			
減の観点) 及び作業員			
の適正な配置 (建設機			
械関連、法面等からの			
墜落、下敷き、挟まれ			
事故防止、健康・衛生			
管理の徹底の観点) に			
関する提案			

- 2 業務提案書の提出者として選定した者には、選定通知書により通知する。
- 3 事業者の実績について、事業協同組合の場合は、その組合員たる一事業者の実績で可とする。
- 4 業務提案書を特定した者には、特定通知書により通知する。

第12 非特定理由に関する事項

- 1 提出された業務提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由 (非特定理由)を書面 (非特定通知書)により通知する。
- 2 上記1の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日等を含まない。) 以内に、非特定理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- 3 上記2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(ただし休日等を含む。)以内に書面により行う。
- 4 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- (1) 受付場所:第3の1の担当部署のとおり。
- (2) 受付時間:休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで (ただし正午から午後1時までを除く。)

第13 契約書作成の要否

別添契約書(案)により契約書の作成を要する。

第14 支払条件

道路及び河川等維持管理統合業務委託契約書による。 各年度の支払計画については、(別紙)支払計画書による。

第15 その他

- 1 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び業務提案書の提出者として選定された 旨の通知を受けなかった者は、業務提案書を提出できない。
- 2 参加表明書及び業務提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 3 参加表明書は返却しないものとする。また、特定された業務提案書は返却をしないが、特定 されなかった場合に、業務提案書の返却を希望する場合はその旨を申し出ること。また、提出 された業務提案書は、業務提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4 参加表明書及び業務提案書の提出後において、原則として参加表明書及び業務提案書に記載 された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定者は、原則として変更で きない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以 上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 5 参加表明書及び業務提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び業務提案書を無効とするとともに、当該者に対し本県発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 6 業務提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体

的な実施方法について提案を求めることがある。

道路及び河川等維持管理統合業務委託説明書

第1 業務概要

- 1 業務内容
- (1)業務名

道路及び河川等維持管理統合業務委託

- (2) 履行場所
 - 一般国道119号外 日光市今市本町外
- (3)業務内容

本業務は、栃木県日光土木事務所管内における次に掲げる道路及び河川等の維持管理業務 (ただし、イ、ウ及びエの業務については、1件あたりの指示業務金額が250万円以下のも のに限る。)を委託するものである。なお、数量については管理対象施設全体を記載してお り、実際に維持管理が発生する箇所数とは異なる。

ア 道路除雪業務

一般国道119号外 40路線(L=507km)

イ 道路維持管理業務

一般国道119号外 40路線 (L=507km)

ウ 河川維持管理業務

一級河川鬼怒川外 64 河川 2 ダム (L=417km)

工 砂防施設等維持管理業務

葛老沢外 318 箇所

2 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から令和7(2025)年3月25日まで

3 発注形式

単体とする。

- 4 入札参加資格の条件
- (1) 次の要件をすべて満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者 及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
 - イ 栃木県の工事入札参加資格のうち土木一式工事の認定を受けている者であること。
 - ウ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこ と
 - エ 栃木県内に建設業法に基づく主たる営業所(本社又は本店)を有すること。
- (2) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。
 - ア 平成 21 (2009) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 15 年間のうち栃木県内で国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の「道路除雪業務」、「道路・河川・砂防施設等に係る維持管理業務」又は「道路及び河川等維持管理統合業務」(「(以下「同種業務」という。)を履行した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(以下「事業協同組合」という。)が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者の実績で可とする。
 - イ 本業務の配置予定者として、主任技術者(建設業法第 26 条に規定する「主任技術者」 又は「監理技術者」をいう。以下同じ。)を専任で1名配置できる者であること。(ただし、 栃木県日光土木事務所が発注し、現在履行中の道路及び河川等維持管理統合業務委託にお ける配置技術者との兼任は可能とする。)

第2 本業務の担当部局

栃木県日光土木事務所保全部保全第二課

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面 2390-7

TEL 0288 (53) 1221 FAX 0288 (53) 1240

e-mail nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

第3 説明書の内容についての質問の受付及び回答方法

- 1 質問は、文書(様式5)により行うものとし、持参、郵送(書留郵便に限る。)、FAX又は電子メール(着信を確認すること。)のいずれかの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
- (1) 質問の受付担当課:第2のとおり。
- (2) 質問の受付期間:令和6(2024)年6月14日(金)から

令和6(2024)年6月19日(水)まで

受付は、栃木県の休日に関する条例第2条に規定する県の休日(以下「休日等」という。)を除く毎日の午前9時から午後4時まで

(ただし正午から午後1時までを除く。)

- ・電子メールの場合、ファイル総量を1MB以内とすること。
- プリントアウト時にA4版になるように設定しておくこと。
- 2 質問に対する回答は、質問の受付最終日から起算して3日(ただし休日等を除く。)以内に 質問者に対してFAX又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧場所:第2のとおり。
- (2) 閲覧期間:回答の翌日から業務提案書の提出期限の前日までの休日等を除く毎日の午前9 時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

第4 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1 参加表明書の作成方法

別添「参加表明書作成要領」による。

2 参加表明書の失格

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とする ことがある。

第5 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

1 提出方法:1部を持参すること。

提出は、休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで

(ただし正午から午後1時までを除く。)

2 提出先:第2のとおり

3 提出期限: 令和6(2024)年6月26日(水)午後4時まで

第6 業務提案書の提出者を選定するための評価基準

第1に示す入札参加資格要件の全てを満たす者であること。

第7 非選定理由に関する事項

- 1 業務提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知する。
- 2 上記1の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日等を除く。)以内 に、非選定理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- 3 上記2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(ただし休日等

を除く。) 以内に書面により行う。

- 4 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- (1) 受付場所:第2のとおり。
- (2) 受付時間:休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで (ただし正午から午後1時までを除く。)

第8 業務提案書の作成及び記載上の留意事項

- 1 業務提案書の提出者として選定された者は、業務提案書を提出することができる。
- 2 業務提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方針について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。具体的な作業は、契約後に業務提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載した事項以外の内容を含む業務提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

3 業務提案書の作成方法

別添「業務提案書作成要領」による。

- 4 業務量の目安
 - (1) 本業務の参考業務規模は、413百万円以内(税込み)とする。
 - (2) 本業務に係る参考見積を提出すること (様式任意)。また、参考見積には積算根拠を示した内訳書を添付すること。
- 5 業務提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とする ことがある。

第9 業務提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- 1 提出方法:10部を持参すること。 提出は休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで (ただし正午から午後1時までを除く。)
- 2 提出先:第2のとおり。
- 3 提出期限:令和6(2024)年7月12日(金)午後4時まで

第10 ヒアリング

業務提案書の提出者に対しヒアリングを実施する。出席者については、参加表明書に記載した配置予定主任技術者は必ず出席するものとする。

ヒアリングの日時、場所及びその他留意事項等については、別途通知する(令和6(2024)年7月18日(木)予定)。

第11 業務提案書を特定するための評価基準

1 業務提案書の評価項目、配点は以下のとおりである。

		評 価 基 準		配	点
		評価区分	評価点		
主任技術者の業務	過去 15 年間の同	経験あり	20	20	満点 100
経歴	種業務の実績				
		・経験なし	0		
事業者の業務経歴	過去 15 年間の同	・日光土木事務所管内における同種業務	20	20	
	種業務の受注実	について受注実績が2件以上			
	績	・栃木県内における同種業務について受	10		
		注実績が2件以上			
		・上記以外	0		
業務の実施方針及	「テーマI」	・夜間・休祝日及び緊急時を含めた 24	10	20	
び手法	異常気象時の対	時間体制確立の留意点について			
(特定テーマに対	応	・大規模災害発生時(大型台風、巨大地	5		
する提案)		震等) における初動対応及び応急対応			
		の留意点について			
		・異常気象時における大雨時通行規制区	5		
		間及び道路アンダーにおける交通規			
		制時の留意点について			
	「テーマⅡ」	・限られた人員、除雪機械等の中での除	10	20	
	道路除雪作業の	雪体制確保のための留意点について			
	対応	・除排雪及び融雪剤散布時の安全対策に	5		
		ついて	_		
		・道路管理者の異なる管理境における連	5		
	「テーマⅢ」	携に関する留意点について	10	20	
	「プーマⅢ」	・通行者や架空線、地下埋設物の破損な ど第三者への公衆災害防止について	10	20	
	大事事政例正の	・建設機械の稼働等に関連した人身事故	5		
	V41//n.	防止について			
		・橋梁、トンネル、斜面等の高所作業に	5		
		おける転落、墜落事故防止について			

- 2 業務提案書の提出者として選定した者には、選定通知書により通知する。
- 3 主任技術者及び事業者における同種業務の実績とは、「道路除雪業務」、「道路・河川・砂防 施設等に係る維持管理業務」又は「道路及び河川等維持管理統合業務」をいう。
- 4 事業者の実績について、事業協同組合の場合は、その組合員たる一事業者の実績で可とする。
- 5 業務提案書を特定した者には、特定通知書により通知する。

第12 非特定理由に関する事項

- 1 提出された業務提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由 (非特定理由)を書面(非特定通知書)により通知する。
- 2 上記1の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日等を含まない。) 以内に、非特定理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- 3 上記2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(ただし休日等を含まない。)以内に書面により行う。
- 4 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- (1) 受付場所:第2のとおり。
- (2) 受付時間:休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで (ただし正午から午後1時までを除く。)

第13 契約書作成の要否

別添契約書(案)により契約書の作成を要する。

第14 支払条件

道路及び河川等維持管理統合業務委託契約書によるとともに、別添の入札条件書による。

第15 その他

- 1 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び業務提案書の提出者として選定された 旨の通知を受けなかった者は、業務提案書を提出できない。
- 2 参加表明書及び業務提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 3 参加表明書は返却しないものとする。また、特定された業務提案書は返却をしないが、特定 されなかった場合に、業務提案書の返却を希望する場合はその旨を申し出ること。また、提出 された業務提案書は、業務提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4 参加表明書及び業務提案書の提出後において、原則として参加表明書及び業務提案書に記載 された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定主任技術者は、原則とし て変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、 同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 5 参加表明書及び業務提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び業務提案書を無効とするとともに、当該者に対し本県発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 6 業務提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体 的な実施方法について提案を求めることがある。